

業務報酬

新基準周知促進図る

日事連 民間発注者へ要望活動

日本建築士事務所協会
連合会（日事連、三栖邦
博会長）は、建築士事務
所の業務報酬に関する新
しい基準（国土交通省09
年告示第15号）に対する
理解と周知促進を求める
要望書をまとめ、日本商
工会議所など民間団体に
21日付で提出した。要望
先は日商のほか、不動産
協会、全国宅地建物取引
業協会、住宅生産団体連

合会、日本損害保険協会
など。日事連は、新業務
報酬基準に対する民間発
注者の周知が十分ではな
いとして、各団体の会員
企業に対して周知を図る
よう協力を求めた。

新業務報酬基準は、設
計・工事監理業務の実態
を踏まえ、建築物の用途
や規模などに、標準的な
業務内容や業務量などを
示したもの。日事連では、
設計業務を適切・円滑に
実施し、建築物の室の確
保を図るためにも、業務
報酬基準を用いた合理的
・適正な業務報酬の算定
が重要と指摘している。
日事連は、国の関係府
省や地方自治体に対する
要望活動も、建築関係団
体と連携して実施してき
た。国の機関や多くの地
方自治体では対応が進ん
でいるといふ。

建設イノベ

09.
12.
24